

作成日：2012年1月5日

中央アフリカ共和国

特許庁の所在地：

Ministere de l' industrie, du commerce, des PME-PMI,
Direction du developpement industriel et artisanal,
Service national de la propriete industrielle

B. P. 1988,
Bangui

Tel : 236 61 3222

Fax : 236 61 7653

E-Mail : 不明です。

Website : <http://www.oapi.int/index.php/zh> (OAPI の website です)

中央アフリカ共和国は、OAPI の一部を構成します)

目 次

<共通情報>

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

<特許制度>

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

<実用新案制度>

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について
11. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (4) 世界貿易機構 (WTO)
- (5) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)
- (6) バギン協定 (リーブレベル協定を改めたもの)

2. 現地代理人の必要性有無

中央アフリカ共和国では、直接出願して発明等の保護を求めることはできず、アフリカ知的所有権機関 (OAPI) ※により出願をしなければなりません。

OAPI の加盟国内に居所を有しない者は、加盟国内に居所を有する代理人を選定しなければなりません。

※アフリカ知的財産機関 (Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle: 「O A P I」) と呼ばれる国際機関) の加盟国で、現在の加盟国は中央アフリカ共和国を含めた 16 ヶ国となっており、各権利の登録の効果は全ての加盟国に及びます。

O A P I は、1977年3月2日に中央アフリカのバンギで作成されたバンギ条約によって設立され、本部はカメルーンのヤウンデにある O A P I 中央官庁です。同条約に基づいて、特許、実用新案、意匠、商標、商号、地理的表示、著作権、不正競争、回路配置、及び植物品種登録に関する業務を行っております。国連アフリカ経済委員会の構成国、及びアフリカ連合の加盟国が加盟資格を有しています。

なお、アフリカには O A P I の他に、英語圏諸国を中心とする地域特許庁であるアフリカ広域知的財産機関 (African Regional Intellectual Property Organization : ARIPO) が存在あります。

3. 現地の代理人団体の有無

中央アフリカ共和国には、我国の弁理士会のような団体は存在しないとのことです。但し、カメルーンに OAPI 実務者のための IP Association が存在するとのことです。

4. 出願言語

英語、又はフランス語です。

5. その他関係団体

不明です。

6. 特許情報へのアクセス

中央アフリカ共和国は OAPI の一部を構成しますので、直接中央アフリカ共和国特許庁へアクセスするデータベースは存在しないとのことです。

特許制度

1. 現行法令について

アフリカ工業所有権機構の設立に関する協定が適用されています。上述しましたように、中央アフリカ共和国では直接発明等の保護を求めることはできません。

アフリカ知的所有権機構 (OAPI) に出願をすることにより保護を求めることになります。現在の加盟国は中央アフリカ共和国を含めた16ヶ国となっており、特許登録の効果は全ての加盟国に及びます。

2. 特許出願時の必要書類

出願はカメルーンのヤウンデ (Yaounde) にある OAPI 中央工業所有権庁に直接する必要があります。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。願書は、現地代理人が作成し、署名して提出します。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

英語又はフランス語です。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

フランス語の委任状に出願人が署名します。

認証は不要です。6ヶ月以内に提出することができます。

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から6ヶ月以内に提出が必要です。

(6) 優先権翻訳

翻訳者の宣誓書を添付し、出願日から6ヶ月以内に提出が必要です。

(7) 優先権譲渡証

第一国出願の出願人と OAPI 出願の出願人が異なる場合、出願日から6ヶ月以内に提出が必要です。

3. 料金表 (単位 : CFA franc)

(1) 出願料金

①基本料金	2 0 0 0 0 0
②10クレーム以上1クレーム当たり	4 0 0 0 0

(2) 優先権主張料金 5 6 0 0 0

(3) 特許付与(公告)料金 3 2 5 0 0 0

(4) 年金

・ 2年度から5年度(各年度当たり)	1 9 5 0 0 0
・ 6年度から10年度(各年度当たり)	3 2 5 0 0 0
・ 11年度から15年度(各年度当たり)	4 2 5 0 0 0
・ 16年度から20年度(各年度当たり)	5 4 5 0 0 0

4. 料金減免制度について

不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておりません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

出願は中央アフリカ共和国を含む全ての加盟国が含まれ、特定の加盟国のみ(例えば、中央アフリカ共和国のみ)を指定することはできません。

(1) 審査手続きに関して

- ① 出願公開制度、審査請求制度は採用されておりません。
- ② 出願書類が提出されますと、方式的要件、発明の単一性及び不特許要件について審査されます。出願書類に重大な瑕疵がある場合、出願人はその旨の通知から2ヶ月以内に瑕疵を是正しなければなりません。この期間は請求により延長することができますが、応答しなかった場合には、出願は拒絶されます。この拒絶に対して不服を有する場合、出願人はOAPIの審判部のHigh Commissionに審判請求をすることができます。また、出願人はこの拒絶の決定日から30日以内に、特許出願を実用新案出願に変更することができます。
- ③ OAPI行政評議会(OAPI Administration Council)は、ストラスブール協定に基づく国際分類の対象となる技術分野について特許性自体、また新規性や進歩性に関するサーチをすることを決定する権限を有すると規定されていますが、今日に至るまでサーチをする決定がされたことはなく、従ってサーチレポートは作成されていないとのことです。
- ④ 方式的要件を満たし、発明が不特許事由に該当しない場合には、特許付与の決定がされます。特許付与の決定があっても、特許付与の決定通知(例えば、Notice of Allowance)のような通知は発行されず、方式的要件を満たしていない場合にのみ、当該要件を満たしていない旨の通知(A Notice of Non-compliance)が発行されます。

⑤ その後特許の旨が公報に公告されます。最終的に特許権を取得するためには、所定期間内に特許料を納付しなければなりません。この場合、公告料金として出願の際に納付しなければならないとされております。その後、特許の旨が公報に公告され、特許証が発行されます。

⑥ 上述しましたように、特許庁により実体的審査は行われませんので、特許の有効性については一切保証されておられません。権利の有効性の有無に関しては、全て出願人の責任とされております。

(2) 不特許事由について

次の事由は発明とは認められません。

- ・ 公序良俗に反する発明の場合
- ・ 科学的理論又は数学的理論の場合
- ・ 動植物の品種。微生物学的方法及びその方法により得られたものを除き、動植物のための本質的な生物学的方法。
- ・ コンピュータプログラムの場合
- ・ 計画や規則又は精神的行為の方法の場合
- ・ 情報の提供の場合
- ・ 人体や動物体の診断や治療方法の場合等です。

(3) 新規性について

- ・ 出願に係る発明が、従来技術に該当しないこと。従来技術には、出願（優先日）前に世界のいずれかの場所において公衆に利用可能とされた全てのものが含まれます（絶対的新規性の採用）。但し、一定の場合例外が認められます。

<新規性喪失の例外>

- ・ 出願日（優先日）前12ヶ月以内における、特許を受ける権利を有する者の意に反することによる発明の公表。
- ・ 出願日（優先日）前12ヶ月以内における、国際的博覧会に出品したことによる発明の公表。

(4) 分割出願について

発明の単一性の要件を満たしていない場合、特許庁はその旨を通知します。出願人はその通知を受けた日から6ヶ月以内に分割出願をすることができます。

(5) 異議申し立てについて

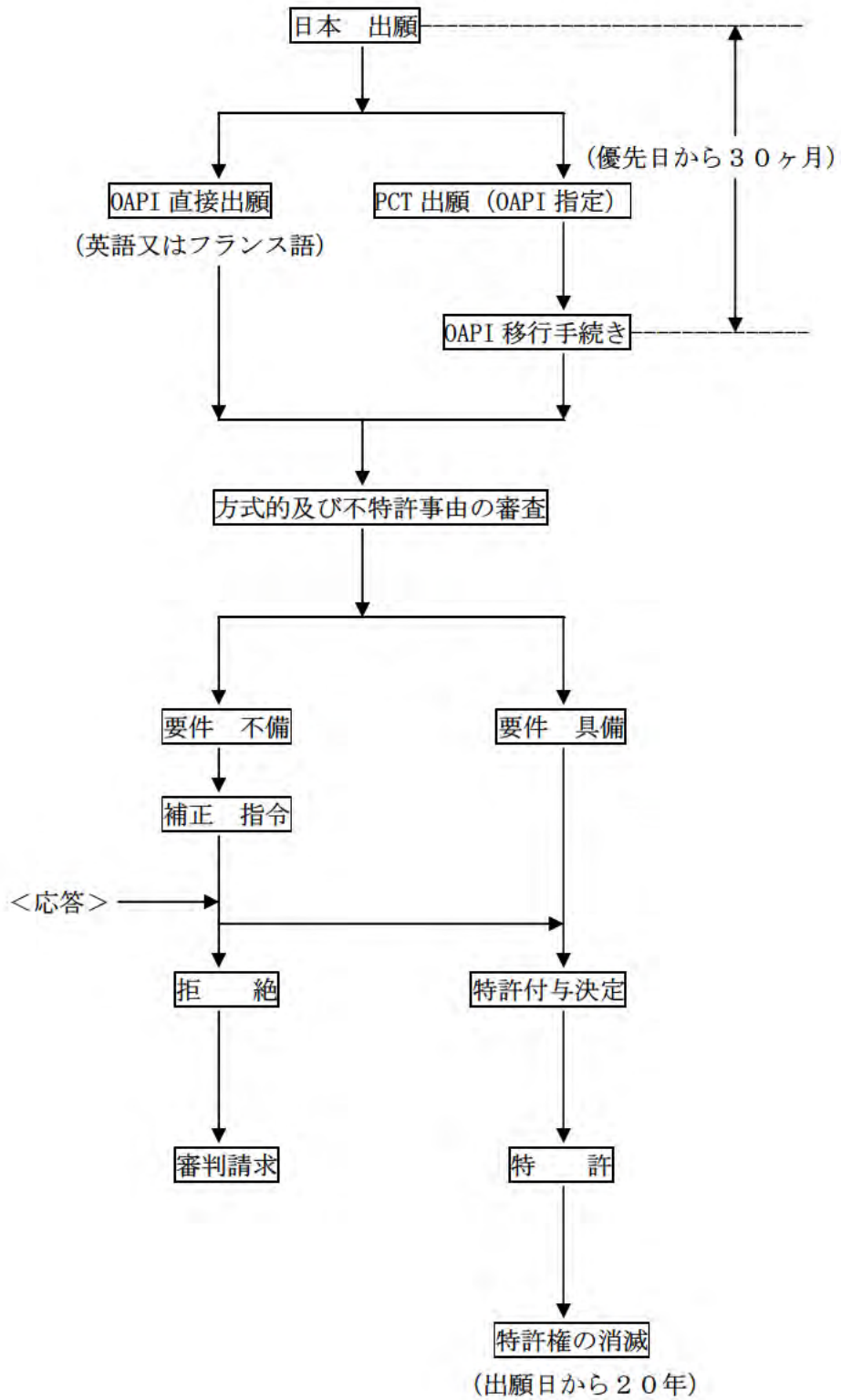
異議申し立て制度は、採用されておられません。

(6) 無効訴訟について

以下の理由がある場合、利害関係人は裁判所に無効訴訟を提起することができます。

- ① 特許発明が、新規性、進歩性や産業上利用性を欠如していた場合。
- ② 特許発明が、不特許事由に該当していた場合。
- ③ 明細書の記載が開示不十分であり、発明を実施するために記載が不十分であった場合。

出願から特許権の消滅までのフローチャート：



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から20年です。特許権の設定登録日に発生します。
- (2) 出願維持年金は、出願日から2年度目に納付する必要があります。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限
優先日から30ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類
下記書類の英語又はフランス語による翻訳文の提出が必要です。
 - ・明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ・19条補正がされた場合、補正後の翻訳文
 - ・34条補正がされた場合、補正後の翻訳文
 - ・国際公開公報の写し (Copy of Published International Application)
 - ・国際調査報告書の写し (Copy of International Search Report)
 - ・特許性に関する国際予備報告の写し (Copy of International Preliminary Report on Patentability)
- (3) 委任状 (Power of Attorney)
- (4) 優先権譲渡証 (Assignment of Priority Right) (該当する場合)

11. 留意事項 (出願から特許までの全般について)

- (1) 中央アフリカ共和国における現地代理人を選定することは、非常に困難かと思われる。従いまして、このような場合にはアフリカ諸国の特許制度等に詳しい、南アフリカ共和国の大手事務所に出願を依頼することが賢明かと思われます。
- (2) 中央アフリカ共和国において発明の保護を求める場合、直接特許庁に出願し保護を求めることはできません。保護を求める場合には、OAPI 広域特許による出願、又は PCT 出願により OAPI 広域特許として保護を求める必要がありますので、留意して下さい。OAPI 広域特許出願として保護を求める場合、中央アフリカ共和国だけを指定するということはありません。全ての OAPI の加盟国が指定されたものとみなされますので、留意して下さい。
- (3) OAPI 出願は無審査で特許が付与され、特許権の内容については全て出願人の責任とされています。従いまして、仮に特許になった場合においても、新規性等の要件を満たしている保証はなく、無効にされる可能性があります。少しでも強い特許権を得るためには、出願に当たり先行技術の事前調査や、実体的な審査をする対応国が存在する場合には、それらの国の審査結果を考慮しつつ、OAPI 出願の手続きにおいて補正の必要性を検討するよう留意する必要があると思われます。

実用新案制度

1. 現行法令について

特許出願の場合と同様です。

2. 実用新案出願時の必要書類

特許出願の場合と同様です。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、代理人の氏名及び住所、優先権を主張する場合は、国名、出願年月日及び出願番号を記載します。

(2) 明細書及び請求の範囲 (Specification & Claims)

(3) 図面 (Drawings)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

(5) 優先権証明書 (Priority Document)

3. 料金表 (単位 : CFA franc)

(1) 出願料金	6 0 0 0 0
(2) 優先権主張料金	3 5 0 0 0
(3) 登録付与 (公告) 料金	1 4 5 0 0 0
(4) 年金 (不要)	

4. 料金減免制度について

不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておりません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

特許出願と同様です。

(1) 保護対象について

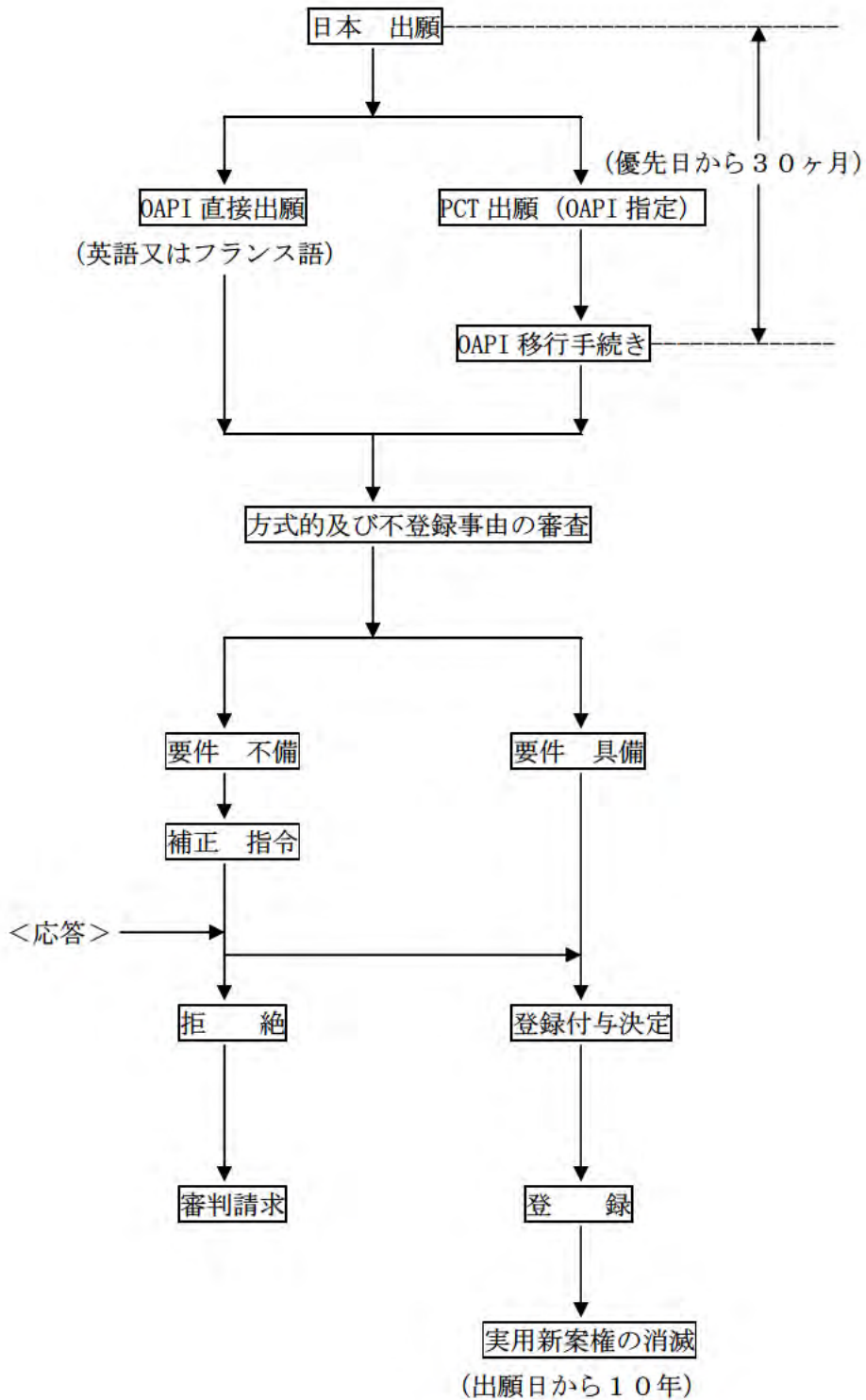
保護対象は、用具等の新規な外形、構成若しくはそれらの物品で、産業上利用可能

なものです。

(2) 出願に必要な書類等

特許出願の場合に必要な書類の他、図面は必須の添付書類とされています。

実用新案登録出願から実用新案権の消滅までのフローチャート：



9. 実用新案権の存続期間

実用新案権の存続期間は、出願日から10年です。

10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

規定はありません。

11. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

特許出願の場合と同様です。

12. 留意事項

特許出願の場合と同様です。

意匠制度

1. 現行法令について

中央アフリカ共和国には、国内独自の意匠法はありません。中央アフリカ共和国は、アフリカ知的財産機関(OAPI)の加盟国ですので、OAPIが制定した意匠法が適用されます。現在の加盟国は中央アフリカ共和国を含めた16ヶ国となっており、意匠登録の効果は全ての加盟国に及びます。

2. 意匠出願時の必要書類

★一出願多意匠制度が採用されています。

(1) 願書

- ① 創作者・出願人の住所、氏名、国籍の記載が必要です。
- ② 優先権主張する場合には、基礎出願の日付と番号。
- ③ 意匠に係る物品の表示

(2) 図面又は見本(2部)

図面の場合は1ページに6面図を表示する必要があります。

(3) 優先権証明書

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(4) 優先権翻訳

出願日から3ヶ月以内に英語又は仏語による翻訳を提出しなければなりません。

(5) 委任状(仏語)

公証は必要ありません。

3. 料金表(単位:英国ポンド(GBP))

(1) 意匠出願	694
(2) 優先権主張	142
(3) 書類の補充	50
(4) 年金	
*第6年～第10年	209
*第11年～第15年	209

4. 料金減免制度について

意匠出願については料金の減免制度は採用されていません。

5. 実体審査の有無

意匠出願は方式審査のみ行われ、新規性等の実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

意匠出願について出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

意匠出願については実体審査が行われませんので、審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

意匠出願は、方式的要件、及び公序良俗に反していないかについてのみの審査が行われ、新規性等の実体要件の審査は行われません。出願様式、必要書類の不足等の方式要件を具備していない場合には補正指令が発せられ、適切な補正をしない場合には出願は取り下げたものとみなされます。

方式的要件を満たした意匠出願は、意匠登録され出願人に登録証が発行されます。意匠登録された後、意匠の内容は公告されます。意匠出願日が意登録の有効な登録日とされます。

【不登録事由】

- ① 意匠の定義に該当しない場合
- ② 新規性のない意匠

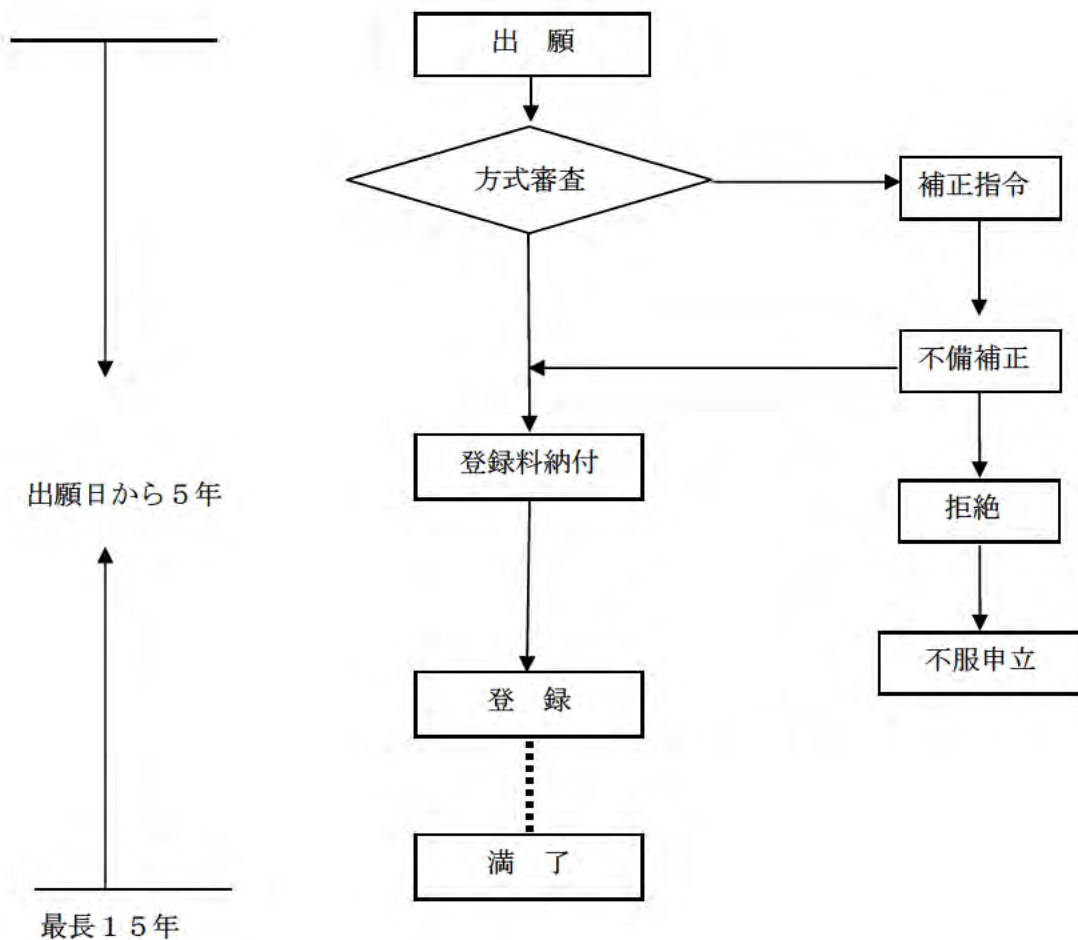
【新規性】

意匠出願の出願日(優先日)前に、その意匠が国内又は外国において、有形状態で公衆に利用されていない場合には新規性を有するものとされます。

【新規性喪失の例外】

出願人(又は創作者)による出願日(優先日)前12ヶ月以内における意匠の公表は、新規性を喪失しないものとみなされています。

- ③ 公序良俗に反する場合



9. 存続期間及びその起算日

意匠権の存続期間は出願日から5年ですが、5年ごとに2回更新が認められていますので、存続期間は最長で出願日から15年となっています。

10. 部分意匠制度の有無

OAPIでは部分意匠制度は採用されておりません。

11. 留意事項

(1) 意匠の定義

意匠とは、実用的な機能を有する産業物品の新規な外観であって、新規かつ独特な外観を与えるものとされています。

(2) 意匠の実施義務

意匠出願日から4年又は登録日から3年のいずれか遅い期間内に意匠を実施しなければなりません。意匠の実施と認められるためには、意匠に係る物品の特性を考

慮して合理的な規模での製造・販売が必要とされています。実施が不十分な場合には、強制的に実施権が設定される場合があります。

(3) 譲渡

譲渡を登録するためには、譲渡人及び譲受人双方により署名され公証を受けた譲渡証書、譲受人により署名された委任状が必要となります。譲渡証書は、英語又は仏語により作成されたものでなければなりません。また、O A P I の加盟国（16ヶ国）の一部についての譲渡は認められていません。

(4) ライセンス

登録意匠について、独占的又は非独占的ライセンスを設定することができます。ライセンスは登録をしなければ第三者に対抗することができません。

商標制度

1. 現行法令について

中央アフリカ共和国には、国内独自の商標法はありません。中央アフリカ共和国は、アフリカ知的財産機関（OAPI）の加盟国ですので、OAPI が制定した商標法が適用されます。現在の加盟国は中央アフリカ共和国を含めた 16 ヶ国となっており、商標登録の効果は全ての加盟国に及びます。

2. 商標出願時の必要書類

★一出願で複数の区分を指定することができますが、商品とサービスの両方を一出願に含めることはできません。

(1) 願書

出願人の名称・住所・国籍。

(2) 商標見本 10 通

大きさは、7 c m x 7 c m となっています。ラテン文字以外の文字又は記号の場合には、仏語への音訳が必要です。

(3) 商標が使用される商品又はサービスの表示及びその区分。

(4) 優先権を主張する場合

基礎出願の出願日、出願国、出願番号。

(5) 優先権証明書

出願から 3 ヶ月以内に提出しなければなりません。

(6) 委任状

公証・認証は必要ありません。

(7) 団体商標の場合

管理規約、商標使用の条件の提出が必要です。

3. 料金表（単位：英国ポンド(GBP)）

(1) 商標調査

* 3 区分まで	2 1 3
* 4 区分以降（1 区分につき）	1 8

(2) 商標出願

* 文字商標（3 区分まで）	7 6 9
* 色彩商標（3 区分まで）	8 3 9
* 4 区分以降（1 区分につき）	1 5 0

(3) 優先権主張

1 3 7

(4) 譲渡

5 2 3

(5) ライセンス	5 2 3
(6) 名称変更	5 2 3
(7) 住所変更	5 2 3
(8) 更新	
* 1 区分	9 5 1
* 2 区分以降 (1 区分につき)	1 8 2

4. 料金減免制度について

商標出願については料金の減免制度は採用されておりません。

5. 実体審査の有無

商標出願については実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

商標出願について出願公開制度は採用されておりません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので、審査請求制度は採用されておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

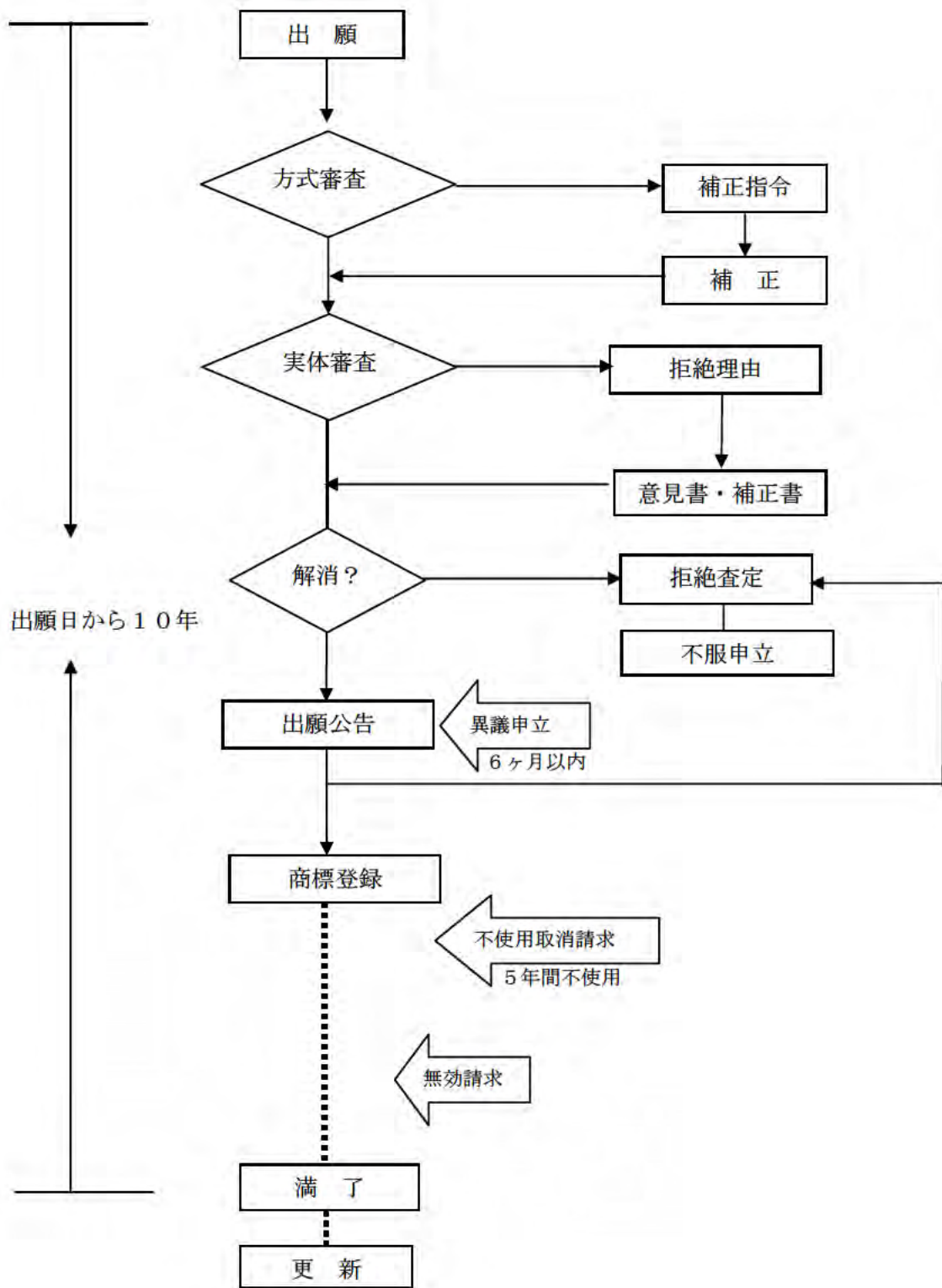
商標出願は出願の書式、必要書類の有無等の方式要件についての審査が行われます。方式要件を具備していない場合には補正指令が発せられ、適切な補正をしない場合には、出願は取り下げられたものとみなされます。

方式要件が具備した出願については、以下の不登録事由の審査が行われます。他人の先行商標との類似性についての審査は行われません。商標出願が不登録事由に該当する場合には出願人に拒絶理由が通知され、意見書・補正書提出の機会が与えられます。商標出願が最終的に拒絶された場合には、出願人は3ヶ月以内に国家発明商標庁に対して不服申し立てを行うことができます。

商標出願が不登録事由に該当しない場合には、出願公告がなされます。第三者は、公告日から6ヶ月間、異議申立てをすることができます。異議申立てがなかった場合、異議申立てが認められなかった場合には、登録決定がなされ、商標登録がなされます。

【不登録事由】

- ① 識別性のない標識
- ② 公序良俗に反する標識
- ③ 商品・サービスの一般名称
- ⑤ 公衆を欺瞞するおそれがある要素を含む商標



9. 存続期間及びその起算日

商標権の存続期間は出願日から10年です。存続期間は10年間ごとに更新することができます。存続期間を更新するためには、存続期間の最終年度内又は満了後6ヶ月以内に更新登録出願をしなければなりません。

更新出願の要件は以下のとおりです。

- (1) 更新出願の願書
- (2) 委任状：認証不要

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での商標の使用義務はありません。

11. 保護対象

商標とは、他の企業の同種の商品、業務、役務から、自己のそれらを区別するため、ある企業により使用される視認可能な識別標識であると定義されています。したがって、文字、言葉、数字、図形、商品の形状又はその包装、色彩と他の要素の結合は商標の適格性を有するものとされます。

12. 留意事項

(1) 登録商標の使用義務

登録商標が5年以上使用されていない場合には、利害関係人は商標登録の取り消しを管轄民事裁判所に提出することができます。取り消し請求があった場合には、商標権者は、OAPI加盟国（16ヶ国）のいずれか1ヶ国で登録商標を使用していることを立証しなければなりません。

(2) 無効請求

商標登録が不登録事由に該当することを理由として利害関係人は商標登録の無効を請求することができます。また、商標出願の審査においては、先行商標との類似性は審査されませんので、類似する先行商標の商標権者は、登録無効の請求をすることができます。

(3) 譲渡

商標権は営業と無関係に譲渡することができます。譲渡はOAPI加盟国（16ヶ国）のすべてについて行わなければなりません。加盟国ごとの譲渡は認められていません。譲渡は登録しなければ第三者にその効力を主張することはできません。譲渡の登録には、譲渡人及び譲受人の双方が署名した譲渡証書（英語）、及び委任状が必要です。

(4) ライセンス

登録商標について独占的又は非独占的使用権を設定することができます。譲渡とは

異なり、OAPI の加盟国ごとにライセンスを許諾することができます。ライセンスの効力を第三者に主張するためには、登録をすることが必要で、ライセンス契約には商標権者によるライセンシーの管理条項が含まれていなければなりません。